

TMBニュース

税理士法人トータルマネジメントブレーン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和4年9月12日発行

有限会社トータルマネジメントブレーン Mail: tmb@tkcnf.or.jp

担当：池田

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アーティ南森町 6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

生命保険の申告漏れリスク等について

1. 概要

相続税の節税対策で生命保険が改めて注目されています。生前贈与や不動産を活用した過度の節税対策が難しくなる中、死亡保険金で一定の非課税枠が認められるメリットは継続されています。親が死亡保険の保険料を支払い、被保険者でもある場合、親が亡くなって法定相続人が死亡保険金を受け取ると、その保険金は相続税の課税対象になりますが、「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があります。なお、誰が保険料負担者、被保険者、受取人になるかという契約形態の違いで、非課税枠を利用できない場合もあります。

2. 生命保険契約の課税関係

A. 保険料負担者である父が自らを被保険者として保険料を支払い、長男を受取人にする場合です。父が死亡して長男が保険金を手にとると、非課税枠を超えた分に相続税がかかります。この場合は実際に保険金を手にするため申告漏れは少ないようです。

被保険者が保険料を負担する場合

	保険料負担者	被保険者	受取人	父親の死亡により
A	父親	父親	長男	相続税
B	長男	父親	長男	所得税・住民税
C	父親 (死亡後は長男)	長男	父親 (相続人)	相続税

申告漏れが起きやすい

B. 次に、長男が父を被保険者にして、長男自身が保険料負担者として保険料を支払い、受取人も自分というパターンです。この場合、父の死亡で長男は保険金を手にしますが、原資

契約者と保険料負担者が違う場合

	契約者	保険料負担者	被保険者	受取人	父親の死亡により かかる税金
D	長男	父親	長男	長男の子	相続税
E	長男	父親	父親	長男	相続税

は長男自身のお金なので、相続税ではなく、所得税・住民税の対象となります。受け取った保険金額から支払った保険料と特別控除 50 万円を差し引き、その 2 分の 1 が課税対象となり、税負担は軽くなっています。(一時所得)

C. 申告漏れが起きやすいのが、父が契約者かつ保険料負担者で、被保険者は父以外の人(たとえば長男)で、保険金の受取人が父の場合です。この場合、父は被保険者ではないので、父が死亡しても保険金は支払われません。しかし、この保険契約を長男が相続した場合には父が生前に保険料を負担した経済価値のある契約を引継ぐので、相続税の対象になります。父の死亡後、契約を長男が引継げば、解約返戻金に相当する額が生命保険契約に関する権利となり、保険契約を評価して相続財産として申告する必要があります。ところが保険金を取得していないので申告を忘れることが多く、死亡保険金でないため保険金の非課税枠を使えません。

D. 名義上の契約者と、保険料を実際に負担する人が異なるパターンも多く、例えば契約者名義は長男ですが、保険料の負担者は父で、被保険者も長男となっており、父の名前は保険契約書に出てこないケースがあります。この場合においては生命保険契約に関する相続は発生しませんが相続においては保険料を負担していたのは父なので契約者に経済的な利益があるとみなして相続税が課税されます。

E. 契約者が長男で保険料を父が負担し、被保険者が父である場合、父の死亡により契約者である長男が保険金を受け取っても所得税・住民税ではなく相続税の対象となります。この場合の死亡保険金は非課税枠が使えます。相続税の調査の際には保険料の引落口座等どこから保険料が支払われているか調査されケースも多々あり、生命保険契約の相続税の申告漏れとなるケースが非常に多く、指摘されると本来支払うべき相続税に加え、加算税なども追徴されます。

3. 申告漏れの対策

保険料負担者について税務当局から指摘された際に立証できなければ、課税逃れと指摘され相続税が課税されます。この場合仮装隠蔽とみなされれば、重い加算税が課せられることになりますので、贈与されたお金で保険料を支払っている場合は贈与契約書等できちんと現金の贈与を受けている旨を立証しておくことや贈与税の申告をしておくことが大切です。

4. 保険金受取人は配偶者以外に

配偶者は法定相続分又は 1 億 6 千万円までは相続税額が控除される「配偶者軽減」がありますのでほとんど相続税がかからないのが過半です。配偶者は納税資金をあまり必要としないため、納税資金が必要となる子を保険金受取人として生命保険金の非課税枠を活用することが望ましいです。孫を保険金受取人としている場合には孫も相続税の納税義務者となり、相続開始前 3 年以内に受けた贈与についても持ち戻して計算することとなる上、2 割加算の対象(代襲相続人等を除く)となり、孫が法定相続人でない場合には生命保険金の非課税枠を適用することができませんので不利といえます。誰を受取人とするかによりこのように相続税額が変わってくるため、今一同加入されている保険契約の内容をご確認ください。

ご不明な点がございましたらいつでも弊社までご連絡ください。